

令和4年度 海老名市国民健康保険税の算定方法

国民健康保険税額は、医療分A、後期分B、介護分C の合計額です。

A	医療分 (基礎課税額) 対象者: 加入者全員 医療分限度額 : 65万円	
	所得割額 =	$\left(\frac{\text{令和3年中の総所得金額}}{\text{円}} - 43 \text{ ※ 万円} \right) \times 5.50\% = \text{①} \text{ 円}$
	均等割額 =	$\frac{\text{加入者1人につき 年額 } 23,700 \text{ 円}}{\text{円}} \times \text{加入者数 人} = \text{②} \text{ 円}$
	平等割額 =	$\frac{\text{加入世帯につき 年額 } 18,600 \text{ 円}}{\text{円}} = \text{③ } 18,600 \text{ 円}$
	減税額 =	裏面「国民健康保険税の軽減基準と割合」により算出 = ④ 円
		$\frac{\text{均等割軽減額(1人につき) 円}}{\text{円}} \times \text{未就学児人数 人} = \text{⑤} \text{ 円}$ <small>※裏面「未就学児の均等割軽減額」を参照</small>
医療分合計 = ① + ② + ③ - ④ - ⑤ = A 医療分合計 円		

+

B	後期分 (後期高齢者支援金等課税額) 対象者: 加入者全員 後期分限度額 : 20万円	
	所得割額 =	$\left(\frac{\text{令和3年中の総所得金額}}{\text{円}} - 43 \text{ ※ 万円} \right) \times 2.20\% = \text{⑥} \text{ 円}$
	均等割額 =	$\frac{\text{加入者1人につき 年額 } 9,500 \text{ 円}}{\text{円}} \times \text{加入者数 人} = \text{⑦} \text{ 円}$
	平等割額 =	$\frac{\text{加入世帯につき 年額 } 7,600 \text{ 円}}{\text{円}} = \text{⑧ } 7,600 \text{ 円}$
	減税額 =	裏面「国民健康保険税の軽減基準と割合」により算出 = ⑨ 円
		$\frac{\text{均等割軽減額(1人につき) 円}}{\text{円}} \times \text{未就学児人数 人} = \text{⑩} \text{ 円}$ <small>※裏面「未就学児の均等割軽減額」を参照</small>
後期分合計 = ⑥ + ⑦ + ⑧ - ⑨ - ⑩ = B 後期分合計 円		

+

C	介護分 (介護納付金課税額) 対象者: 40歳から64歳まで 介護分限度額 : 17万円	
	所得割額 =	$\left(\frac{\text{令和3年中の総所得金額}}{\text{円}} - 43 \text{ ※ 万円} \right) \times 2.10\% = \text{⑪} \text{ 円}$
	均等割額 =	$\frac{\text{加入者1人につき 年額 } 10,800 \text{ 円}}{\text{円}} \times \text{加入者数 人} = \text{⑫} \text{ 円}$
	平等割額 =	$\frac{\text{加入世帯につき 年額 } 6,000 \text{ 円}}{\text{円}} = \text{⑬ } 6,000 \text{ 円}$
	減税額 =	裏面「国民健康保険税の軽減基準と割合」により算出 = ⑭ 円
		$\text{介護分合計} = \text{⑪} + \text{⑫} + \text{⑬} - \text{⑭} = \text{C 介護分合計 円}$

||

計	令和4年度 国民健康保険税額	= 医療分 A + 後期分 B + 介護分 C =	円 (参考 合計金額 ÷ 12ヶ月 = 円/月)
---	-------------------	---------------------------	-----------------------------

※合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下の場合は29万円、2,450万円を超え2,500万円以下の場合は15万円、2,500万円を超える場合は0円となります。

国民健康保険税の軽減基準と割合

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得等に応じて計算し課税されますが、前年中の世帯の総所得金額が一定基準を超えない場合には、医療分・後期分・介護分それぞれの均等割額・平等割額を減額し負担を軽くする制度があります。

軽減割合	被保険者の総所得金額等(被保険者でない世帯主の所得も含まれます)
7割	430,000円 + (年金・給与所得者の人数-1) × 100,000円※を超えない世帯
5割	430,000円 + (年金・給与所得者の人数-1) × 100,000円※ + (285,000円 × 世帯の被保険者数)を超えない世帯
2割	430,000円 + (年金・給与所得者の人数-1) × 100,000円※ + (520,000円 × 世帯の被保険者数)を超えない世帯

※下線部分の計算結果が0円以下となる場合は、0円とみなします。

※65歳以上で税法上の「公的年金等控除」を受けている方は、年金所得から最高150,000円を控除した額で判定します。

※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方の総所得金額等及び人数も含めて判定します。

※世帯内に所得未申告の方がいる場合には、減額されませんのでご注意ください。

未就学児の均等割額軽減額

国民健康保険税の均等割額は、年齢に関わらず1人あたりにつき課税されますが、子育て世帯の負担を軽減するため、令和4年度より世帯に属する未就学児※'全員に対する均等割額を5割軽減します。

未就学児に係る軽減後の均等割額は、次のとおりです。

軽減割合 (世帯)	均等割軽減額 (医療分)	均等割軽減額 (後期分)
7割	3,555円	1,425円
5割	5,925円	2,375円
2割	9,480円	3,800円
なし	11,850円	4,750円

※'0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前にある被保険者

※法定軽減(7割・5割・2割軽減)該当世帯は、法定軽減後の均等割額から5割軽減します。